

令和3年度 第3回

高知市地域福祉計画推進協議会 資料

目次

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿	．．．．．	P. 1
高知市地域福祉計画庁内検討委員名簿	．．．．．	P. 2
高知市地域福祉計画推進協議会条例	．．．．．	P. 3
施策の体系図	．．．．．	P. 5
＜報告事項＞		
1. 高知市地域福祉活動推進計画（平成31～令和6年度） 中間見直し追加版（案）にかかるパブリック・コメント実施結果		P. 6
2. 高知市地域福祉活動推進計画（平成31～令和6年度） 中間見直し追加版（案）の修正について		P. 8

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿

委嘱期間:平成 31 年4月1日～令和4年3月 31 日

	所属	役職等	氏名
1	国立大学法人高知大学 教育研究部総合科学系 地域協働教育学部門	教授	玉里 恵美子
2	高知県保育士会	監事	中村 木綿子
3	高知市旭街地域包括支援センター	社会福祉士	三橋 満美
4	高知市町内会連合会	会長	長尾 達雄
5	高知市秦地区社会福祉協議会	会長	葛目 顕
6	高知市民生委員児童委員協議会連合会	監事	島元 健三
7	社会福祉法人昭和会 福祉事業所えぼし	施設長	小笠原 紀江
8	社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会 特別養護老人ホームあざみの里	理事・施設長	福田 晃代
9	社会福祉法人みその児童福祉会 児童家庭支援センター高知みその	センター長	武樋 保恵
10	特定非営利活動法人いきいき百歳応援団	理事長	細川 芙美
11	特定非営利活動法人NPO高知市民会議	専務理事	田中 佐和子
12	特定非営利活動法人地域サポートの会 さわやか高知	会長	三谷 英子
13	特定非営利活動法人土佐山アカデミー	事務局長	吉富 慎作
14	初月地区防災連合会	会長	松下 潤一
15	公募委員		高橋 英美
16	公募委員		仲田 和生

高知市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿

	役 職	氏 名
1	健康福祉部長	大野 正貴
2	健康推進担当理事	豊田 誠
3	健康福祉部副部長	川村 弘
4	健康福祉部地域共生社会推進担当参事	明坂 通子
5	福祉事務所長	池内 章
6	地域防災推進課長	松岡 宏輔
7	地域コミュニティ推進課長	中山 誠司
8	くらし・交通安全課長	出口 忠彦
9	人権同和・男女共同参画課長	佐竹 真湖
10	地域共生社会推進課長	川田 智恵
11	介護保険課長	和田 秀幸
12	保険医療課長	大原 章
13	健康増進課長	小藤 吉彦
14	参事障がい福祉課長事務取扱	上田 和久
15	高齢者支援課長	石塚 栄一
16	福祉管理課長	藤村 睦人
17	子育て給付課長	久松 昌弘
18	子ども育成課長	安松 久恵
19	母子保健課長	谷村 守敏
20	子ども家庭支援センター所長	坂田 弘之
21	住宅政策課長	寺尾 倫彦
22	学校教育課教育企画監	平井 千加子
23	人権・こども支援課長	西田 尚弘

●高知市地域福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 46 号)

(設置)

第 1 条 高知市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (5) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第 3 号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市地域福祉計画推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第 7 条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市地域福祉計画推進協議会（高知市地域福祉計画推進協議会設置要綱（平成24年3月13日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

＜施策の体系図＞

【基本理念】 だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

【スローガン】 地「参」地「笑」 福祉でまちづくり ～地域の宝（社会資源）を活かした「つながりのあるまちづくり」～

【基本目標】

【施策の方向性】

基本目標1

重点目標
地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

1-1
住民主体の地域福祉活動の推進

1-2
地域の多様な主体がつながる（連携・協働）仕組みづくり

基本目標2

重点目標
「おたがいさま」「ほおっちょけん」の住民意識づくり

2-1
地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

2-2
保育や学校教育や生涯学習と連携した啓発の仕組みづくり

基本目標3

地域活動など社会とつながる多様な交流の促進

3-1
地域活動につながる多様な交流の機会づくり

3-2
多様な社会活動の仕組みづくり

基本目標4

地域や福祉の担い手づくり

4-1
多様な担い手の発掘と育成の仕組みづくり

4-2
既存の活動をつないでいく支援

基本目標5

重点目標
つながりのある相談支援体制の構築

5-1
地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

5-2
相談支援機関の連携体制の構築・強化

基本目標6

安全・安心につながる環境づくり

6-1
暮らしやすい生活環境の整備

6-2
災害時対策の充実

基本目標7

地域共生社会の実現のための体制基盤強化

7-1
市社協の役割の明確化及び機能強化

7-2
市の役割の明確化及び機能強化

<報告事項 1>

高知市地域福祉活動推進計画（平成 31～令和 6 年度）

中間見直し追加版（案）にかかるパブリック・コメン

ト実施結果

- 募集期間 1月4日(火)～2月1日(火)
- 提出者 1名(方法:FAX1名)
- 意見数 1件
(内訳:在宅における「読み書き支援」の位置付け 1件)

通番	意見(要旨)	本市の考え方
1	<p>中間案への在宅における「読み書き支援」の位置付けをお願いしたい。 (理由) 近年、在宅で障害のある人、中でも、中途視覚障害者の増大により、オーテピアなど図書館の対面音訳まで自力で行くことに困難があります。また、点字触読の不可能な視覚障害者は増大しています。</p> <p>一方、パソコンやスマホでの情報入手は便利になってきていますが、高齢などにより、技術習得できていない視覚障害者も存在し、情報入手の格差は拡大してきています。</p> <p>障害者総合支援法において地域生活支援事業で意思疎通支援事業が必須事業となりましたが、「読み手派遣事業」は、高知市では実施されておりません。「情報は生きる上で命」と言われます。障害者の権利に関する条約には、第19条および21条において、その情報保障を合理的配慮とすることを締約国の義務としてしっかり規定されておりす。</p> <p>(必要性) 1 生活に必要な情報として、公報(広報)や新聞などありますが、それ以外に、郵便受けにはチラシ、私信を含む手紙など溢れています。また、世の中には雑誌を含む書籍など情報が増大しています。 2 溢れる情報の中で点字訳されているものはごくわずかです。また、視覚障害者の点字触読率は低くなっています。</p> <p>一方、パソコンやスマホなどによる電子データによる受信可能な視覚障害者は増えていますが、高齢者や重複障害の人の電子データ利用は必ずしも高いとは言えません。</p> <p>3 サピエ図書館をはじめとする電子データが発展しても、地図や図表の説明には指を使っての対面での図示説明が必要です。また、チラシなどでは情報内容を全文読みではなく、選別して伝える必要性があります。</p> <p>4 ホームヘルパーによる家事援助での在宅音訳は、 ①介護保険による老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」では、読み書き支援の位置付けはなされておりません。ホームヘルプ実務問答集でも「閲覧板の説明や等の記入」とされているのみで、情報保障とは言えません。 ②障害者総合支援法による家事援助では一定、「読み」の支援の位置付けはありますが、家事のついでに読み支援という考え方で情報保障とは到底言えません。</p> <p>5 中間見直し追加案では、コロナ禍の活動が謳われていますが、場合によっては対面でなくともオンラインや電話などを使った地域支えあいによる地域情報保障が可能です。</p> <p>6 東日本大震災では一旦避難所などで命が助かった視覚障害者でも、その後少なくない人が死亡しています。その大きな原因として情報保障のないことが一因と言われています。(日本盲人福祉委員会調べ) 災害時には、普段の生活以上に情報の伝え役が必要です。</p>	<p>本市の第2期地域福祉活動推進計画中間見直し追加版に対しまして、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり、福祉の分野は元より、すべての人に対する情報保障は、とても大切なことだと考えています。</p> <p>この計画では、「だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」を基本理念として取り組んでおり、困りごとを抱えている方への支援のあり方を検討するとともに、「ほおっちょけん相談窓口」の設置など、だれもが身近な場所で困りごとを相談できる体制の構築を進めています。</p> <p>また、今回の中間見直し追加版には、令和4年度から開始する予定の「重層的支援体制整備事業」の実施計画を規定しました。この事業では、障がい者福祉をはじめ、高齢者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの分野について、これまで以上に、多機関が協働する支援体制を構築するなど、より良い支援体制を整備することとしています。</p> <p>本計画は、各分野の上位計画ですので、それぞれの事業の詳細までは記載していませんが、いただいたご意見は、今後の事業展開や「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定や見直しにあたって参考にさせていただきます。</p>

< 報告事項 2 >

高知市地域福祉活動推進計画（平成 31～令和 6 年度）
中間見直し追加版（案）の修正について

高知市地域福祉活動推進計画（平成31～令和6年度）

中間見直し追加版（案）の修正について

- パブリック・コメントの結果、素案の修正はありません。
 - 関係機関等との協議により、以下の修正を行います。
- P.28「②再犯防止推進の取組」－「ア 更生保護に携わる団体の支援と関係機関の連携強化」の次の文中に下線部を加筆（刑事・司法関係機関の具体的な名称を入れることで市民への周知を図るもの）。これに伴い、用語解説に「法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）」及び「コレワーク四国」を追加。

「また、必要な人が必要な福祉支援を受けられるように、刑事・司法関係機関（高知保護観察所、高知刑務所、法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）、コレワーク四国等）と医療・福祉関係機関等が緊密に連携します。」

■法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）

非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO法人等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援を行う法務省の機関。

■コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）

前科があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置され、ハローワーク（公共職業安定所）に、受刑者等専用求人を出すに当たって必要となる、受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした採用手続きのための支援を行っている法務省の機関。

